

●香川県告示第181号

卸売市場法施行条例（昭和46年香川県条例第30号）第9条第3項の規定により、志度漁業協同組合及び鴨庄漁業協同組合から株式会社志度魚市への地方卸売市場における卸売の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けを平成22年4月20日認可したことに伴い、卸売業者の名称及び代表者職氏名が変更したので、同条例第22条の規定により告示する。

平成22年4月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更後の卸売業者			地方卸売市場の名称
名 称	所 在 地	代表者職氏名	
株式会社志度魚市	さぬき市志度5389番地3	代表取締役木村宏雄	志度鴨庄連合地方卸売市場